

松本プレミアム商品券事業

取扱加盟店 募集要項

松本市消費応援キャンペーン実行委員会

松本プレミアム商品券取扱加盟店募集要項

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を市民が一体となって応援し、地域内の経済循環を活性化させるため、松本プレミアム商品券（以下「商品券」という。）を発行するもの。

2 商品券に関する事項

発行者	松本市消費応援キャンペーン実行委員会 (構成団体：松本市、松本商工会議所、松本市波田商工会、松本商店街連盟、松本旅料飲食団体協議会、松本商工親和会連合会)
商品名称	松本プレミアム商品券
発行総額	22億1,000万円（うちプレミアム分は30%、5億1,000万円）
発行内容 冊数・内訳	170,000セット 1セット13,000円（額面：1,000円×8枚、500円×10枚）
販売価格	1セット10,000円
利用期間	令和2年8月1日（土）～令和2年12月31日（木）
購入対象者	松本市民
購入限度	一人5セットまで（上限50,000円）
販売方法	購入希望者は、往復はがきにより事前申し込みをし、購入対象者に商品券の引換券（返信はがき）を送付します。購入対象者は商品券引換券を持参して、指定する販売場所で購入します。（応募多数の場合には抽選を実施します。）
申込期間	令和2年6月30日（火）～令和2年7月15日（水）
販売場所	市内郵便局40カ所、松本市波田商工会、八十二銀行（波田支店、梓川支店）
販売期間	令和2年7月28日（火）～令和2年8月31日（月）
取扱加盟店	事前に参加申込みがあった市内の店舗（郵送、FAX、インターネットによる）
加盟店負担金	無料
換金方法	市内4金融機関（八十二銀行・長野銀行・松本信用金庫・長野県信用組合）の本支店の窓口で換金手続きを行い、加盟店指定の口座に振り込む。
換金手続期間	令和2年8月3日（月）～令和3年1月29日（金）

3 商品券取り扱いにあたっての注意事項

- (1) 商品券は取扱加盟店における物品の販売及び役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 他店での転用及び商品券の直接換金は禁止します。
- (3) 利用期間を過ぎた商品券及び過去の事業で発行した商品券は受け取らないでください。
- (4) 当実行委員会が発行した商品券以外（他市商品券等）は当実行委員会事務局では換金できません。
- (5) 購入後の返品はできません。
- (6) 商品券額面額以下の利用の場合にあってもお釣りは出さないでください。
- (7) お客様から商品券が提示されましたら、冊子より必要枚数切り離して商品券のみを受け取りくだ

さい。なお、冊子から事前に切り離された商品券も使用できます。

- (8) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して発行者は責を負いません。
- (9) 取扱加盟店で独自に商品券の利用対象外となる商品を定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
※破損、汚損等が著しい商品券は使用できない場合があります。
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
※上記の禁止行為、または利用対象外への商品券の使用が発覚したときには、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります。

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道等の公共料金）
- (2) 事業活動に伴う仕入れ商品等の購入
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に係る支払い
※料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能。
- (9) 家賃、地代の支払い
- (10) 取扱加盟店が特に指定するもの
- (11) その他この商品券の発行目的にそぐわないもの

5 取扱加盟店の参加資格

- (1) 事前に参加申込みのあった松本市内で営業している店舗・事業所とする。
- (2) 商品券を持参した方に直接、物品の販売やサービス、各建築工事等を提供できる店舗・事業所とする。
- (3) 次のアからキに該当する店舗・事業所は除く。
 - ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
 - イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
 - ウ 下記「4 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う者。
 - エ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、その他の団

体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

オ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に関与しているとき。

カ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

6 取扱加盟店の責務等

取扱加盟店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、実行委員会が配布するポスター及びステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示しPRに努めてください。
- (2) 商品券を持参した方に直接、物品の販売やサービス、各建築工事等の提供を行ってください。
- (3) 商品券には偽造防止措置を施しておりますが、受け取る際は必ず当実行委員会が発行したものか確認してください。

なお、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、すみやかに当実行委員会事務局に報告してください。

確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての事務員、従業員等に周知してください。

- (4) 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に取扱加盟店名を手書きまたはゴム印等で必ず記載することとし、既に取扱加盟店名の記載があるものは、受け取りを拒否してください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。
- (6) 取扱加盟店としての参加は、商品券の使用期間(令和2年12月31日(木))までとなります。取扱加盟店の都合による、商品券利用期間中の脱退はできませんので予めご了承ください。
- (7) 換金手続期間は令和3年1月29日(金)までとなります。換金手続期間以降は換金できませんのでご注意ください。
- (8) 長野県が推奨する、事業者が自ら適切な感染防止策を宣言する「新型コロナ対策推進宣言の店」登録への取り組みへのご協力をお願いします。(登録は資格条件ではありません)

7 取扱加盟店の申し込み及び登録

- (1) 松本プレミアム商品券取扱加盟店としての登録は、「4 取扱加盟店の参加資格」の資格要件に該当するかをご確認のうえ、松本プレミアム商品券の公式ホームページ(<https://premium.mcci.jp>)の取扱加盟店登録申請フォームまたは松本プレミアム商品券「取扱加盟店」登録申込書からお申込みください。
- (2) 市内に複数店舗を営業している事業所は、店舗ごとにお申込みください。
- (3) 取扱加盟店として登録された事業所は一覧表で松本プレミアム商品券の公式ホームページに掲

載します。

(4) 参加申込みは、商品券の有効期間中随時受け付けます。なお、7月3日（金）までに参加申込みがあった取扱加盟店舗は商品券購入者に配布する「取扱店舗一覧」に掲載することとします。

(5) 申し込みのあった事業者については、換金金融機関申請書兼誓約書を当実行委員会から送付しますので、必要事項を記載しご提出いただいた上で当実行委員会の審査を経て、取扱加盟店として承認します。

承認となった事業者に対し、取扱加盟店マニュアル及び店頭に掲示していただくポスター及びステッカーを後日配布します。

ただし、申し込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

8 取扱加盟店の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害金の発生が生じた場合はご請求する場合があります。

9 換金について

(1) 市内4金融機関（八十二銀行・長野銀行・松本信用金庫・長野県信用組合）の本支店から事前にご指定いただいた本支店の窓口で換金手続きを行っていただき、取扱加盟店指定の口座にお振込みいたします。

(2) 換金期間は、令和2年8月3日（月）から令和3年1月29日（金）までです。換金期間を過ぎからの換金には応じられませんので、必ず換金期間中に換金手続きを行ってください。

(3) 詳細な商品券所換金方法は、後日送付する「松本プレミアム商品券取扱加盟店マニュアル」に掲載させていただきます。

【お問合せ先】

松本市消費応援キャンペーン実行委員会事務局（松本商工会議所内）

〒390-8503 松本市中央1丁目23番1号

電話：0263-32-5345 F A X：0263-33-1020